

新旧料金表

■【コミュニティセンター】

施設名	区分	現行料金（１時間当たり 平成２６・２７年度	新料金（１時間当たり） 平成２８年度以降
平田コミュニティセンター	ホール	２５０円	３５０円
	大集会室	２５０円	３５０円
	研修室	１５０円	２００円
	調理実習室	１５０円	２００円
市辺コミュニティセンター	研修室	２５０円	３５０円
	大会議室	２５０円	３５０円
	和室１	１５０円	２００円
	和室２	１５０円	２００円
	調理実習室	１５０円	２００円
玉緒コミュニティセンター	集会室１	２５０円	３５０円
	集会室２	２５０円	３５０円
	研修室	１５０円	２００円
	和室１	１５０円	２００円
	和室２	１５０円	２００円
	調理実習室	１５０円	２００円
御園コミュニティセンター	大会議室	５００円	７５０円
	研修室	１５０円	２００円
	和室	２５０円	３５０円
	調理実習室	１５０円	２００円
建部コミュニティセンター	大会議室	５００円	７５０円
	研修室	１５０円	２００円
	和室	２５０円	３５０円
	調理実習室	１５０円	２００円
中野コミュニティセンター	大ホール	２５０円	３５０円
	小ホール	１５０円	２００円
	小集会室	１５０円	２００円
	和室１	１５０円	２００円
	和室２	１５０円	２００円
	調理実習室	１５０円	２００円
八日市コミュニティ	ホール１	２５０円	３５０円

センター	ホール2	250円	350円
	会議室	150円	200円
	コミュニティルーム	150円	200円
	多目的スペース	150円	200円
	和室1	150円	200円
	和室2	150円	200円
	調理室	150円	200円
南部コミュニティセンター	研修室	250円	350円
	ホール	250円	350円
	和室	150円	200円
	小会議室	150円	200円
	調理実習室	150円	200円
永源寺コミュニティセンター	もみじホール	1,000円	1,400円
	101研修室	150円	200円
	102研修室	250円	350円
	201会議室	250円	350円
	202和室	150円	200円
	203会議室	150円	200円
	301会議室	250円	350円
	302会議室	250円	350円
	303会議室	150円	200円
	304和室	150円	200円
	305和室	150円	200円
	調理室	250円	350円
五個荘コミュニティセンター	大ホール	2,500円	3,250円
	小ホール	250円	350円
	大会議室	250円	350円
	研修室1	150円	200円
	研修室2	150円	200円
	研修室3	150円	200円
	研修室4	150円	200円
	研修室5	150円	200円
	和室	150円	200円
	調理室	150円	200円
愛東コミュニティセ	ホール	2,500円	3,250円

ンター	研修室	500円	750円
	会議室	150円	200円
	学習室	150円	200円
	多目的集会室	500円	750円
	休養室	150円	200円
	調理実習室	250円	350円
	相談室	150円	200円
	ホール控室	150円	200円
湖東コミュニティセ ンター	多目的ホール	1,500円	2,100円
	大会議室	500円	750円
	会議室	250円	350円
	研修室1	150円	200円
	研修室2	150円	200円
	相談室	150円	200円
	視聴覚室	250円	350円
	調理室	150円	200円
	和室	250円	350円
	別館集会室1	250円	350円
	別館集会室2	250円	350円
	別館会議室	250円	350円
	別館和室1	250円	350円
	別館和室2	250円	350円
	別館工芸室	250円	350円
蒲生コミュニティセ ンター	小ホール（可動席仕 様の場合）	2,000円	2,800円
	小ホール（多目的ホ ール仕様の場合）	1,000円	1,400円
	学習室1	150円	200円
	学習室2	250円	350円
	学習室3	150円	200円
	学習室4	150円	200円
	学習室5	250円	350円
	学習室6A	250円	350円
	学習室6B	250円	350円
	学習室7	500円	750円

	多目的室	250円	350円
	調理実習室	250円	350円
	視聴覚室	250円	350円
	工芸室	250円	350円

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、5割に相当する額を加算する。
- 2 市外在住者又は市外に所在する法人若しくは団体が利用する場合は、2倍に相当する額とする。
- 3 特殊電灯及び電力又はプロパンガス若しくは特別の設備を使用する場合は、教育委員会の定める額を徴収する。
- 4 1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして計算する。
- 5 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。